

議案第99号

北上市印鑑条例の一部を改正する条例

北上市印鑑条例（平成3年北上市条例第104号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>(印鑑登録原票の抹消)</p> <p>第13条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑登録原票を抹消するものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>後見開始の審判を受けたとき。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者</u></p> <p>(印鑑登録原票の抹消)</p> <p>第13条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑登録原票を抹消するものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>意思能力を有しない者となったとき。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>外国人住民にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)</u>。</p> <p>(8) [略]</p> <p>2 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月19日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人に係る欠格条項等について、所要の改正をしようとするものである。